

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年2月1日

月曜日

第4743号

目次

告 示	
○第49期富山県労働委員会委員候補者の推薦	1
○富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消し	5
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	6
○合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区	7
公 告	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	10
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	11
○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度	13

告 示

富山県告示第42号

第49期富山県労働委員会委員候補者の推薦について

第48期富山県労働委員会委員の任期が令和3年3月31日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、第49期富山県労働委員会委員を任命するため、推薦資格のある労働組合及び使用者団体から、それぞれ労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）又は使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）の候補者の推薦を次の要領によって求める。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 推薦団体資格

(1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに

組織を有し、かつ、富山県労働委員会により法第2条及び第5条第2項の規定に適合することが立証された労働組合であること。

- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

なお、労働組合にあつては、政令第21条第3項に規定する法の規定に適合する旨の証明書を添付すること。

4 推薦期間

令和3年2月1日から同年3月3日まで

5 推薦書類の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課

(使用者委員候補者の推薦の場合)

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

使用者団体名

代表者名

印

富山県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の名称及び地位	経歴

富山県告示第43号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消しについて

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定を次のとおり取り消したので、富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第3項の規定により告示する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 取消年月日 令和3年1月31日
- 2 売りさばき人 米澤 晋
- 3 売りさばき所 下新川郡入善町入膳5433

富山県告示第44号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消しについて

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定を次のとおり取り消したので、富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第3項の規定により告示する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 取消年月日 令和3年3月31日
- 2 売りさばき人 有限会社松野書店
- 3 売りさばき所 高岡市戸出町3丁目11番9号

富山県告示第45号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 六天天神新 線	黒部市植木字尻尾 335番 5から 黒部市北新字カヤント59 番3まで	変更前		最大 7.5 最小 7.0	10.6	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市三日市字栄町4090 番2から 黒部市三日市字栄町4090 番2まで	変更後		最大 8.2 最小 7.6	10.6	

富山県告示第46号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 六天天神新 線	黒部市三日市字栄町4090番2から 黒部市三日市字栄町4090番2まで	令和3年2月1日	新川土木 センター 入善土木 事務所

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がAの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、応札仕様書等の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 応札仕様書等の提出期限

令和3年2月16日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和3年2月1日から同年2月10日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和3年3月9日 午前11時

-
- (4) 郵便による入札書の提出を行う者は、郵便書留により、令和3年3月8日午後5時15分までに4(1)の機関に必着するよう行わなければならない。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

令和3年3月9日 午前11時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、1部あたりの単価により行う。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範
-

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド魚津店 魚津市吉島字四十田4216番1

2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダホールディングス

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(変更後) 株式会社ヤマダホールディングス 群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 代表取締役 山田 昇

(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 三嶋 恒夫

4 変更の日

3 変更事項 (1)、(2) 平成20年7月1日、令和2年10月1日

5 変更の理由

3 変更事項 (1) 本社移転のため、商号を変更したため
(2) 本社移転のため、新たに店舗運営会社を設立したため

6 届出の日 令和3年1月21日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和3年2月1日から令和3年6月1日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ金屋本町店 高岡市金屋本町 509番1 ほか4筆

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ

4 新設の日 令和3年9月1日

5 店舗面積の合計 1,786㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地南側1箇所/68台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側2箇所/46台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側1箇所 建物西側1箇所/59㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側2箇所/11.78㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①/午前8時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所/敷地南側2箇所 敷地北側
1箇所 敷地西側1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①、②/午前6時～午後10時

8 届出の日 令和3年1月21日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 令和3年2月1日から令和3年6月1日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否
 (3) 当該店舗の名称及び所在地
 (4) 意見及びその理由

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第4条の2第3項の規定により、令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和3年2月1日

富山県知事 新 田 八 朗

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.62
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34
片 貝 川	水源かん養保安林	266.55
	土砂流出防備保安林	428.06
早 月 川	水源かん養保安林	219.70
	土砂流出防備保安林	231.64
常 願 寺 川	水源かん養保安林	382.44
	土砂流出防備保安林	553.80
神 通 川	水源かん養保安林	640.43
	土砂流出防備保安林	502.10
	干 害 防 備 保 安 林	5.92
庄 川	水源かん養保安林	287.32
	土砂流出防備保安林	1,026.10

城 端 地 区	水源かん養保安林	16051
	土砂流出防備保安林	5136
小 矢 部	水源かん養保安林	36857
	土砂流出防備保安林	4874
氷 見 地 区	水源かん養保安林	1546
	土砂流出防備保安林	362
計	水源かん養保安林	2,80694
	土砂流出防備保安林	4,22438
	干 害 防 備 保 安 林	592
合 計		7,03724